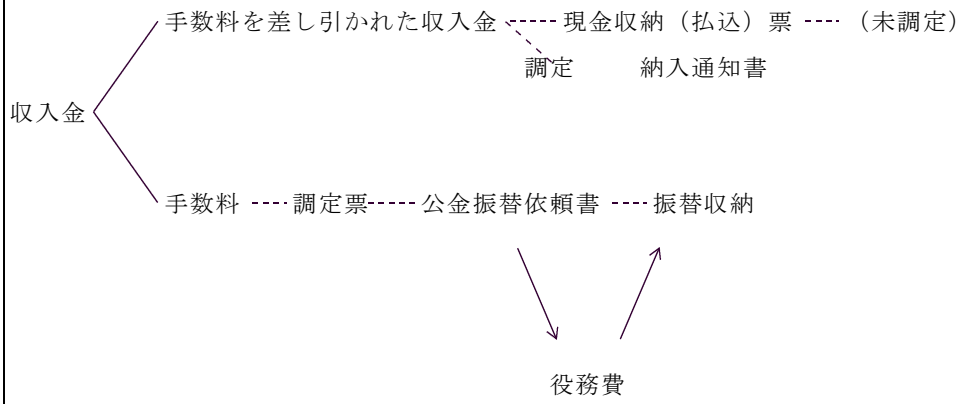単　位　事　務　名	
# 収　納　の　確　認	
根拠及び参考法令	鹿児島県会計規則　【第４１条】 鹿児島県会計規則施行指針　【第２３】
項　目	処　理　方　法
収納の確認	１　会計管理者は，収納があったときは，その都度所属別収納済一覧表（第２０号様式）を作成し，関係の歳入徴収者に送付しなければならない。 ２　歳入徴収者は，前項の送付を受けたときは，収納の状況を確認しなければならない。　【会計規則第４１条】
手数料等を差し引かれる収入金の処理	１　手数料等を差し引かれる収入金を直接収納した場合は，次により処理するものとする。 （１）　直接収納した収納金は，収納日ごとに現金収納（払込）票により未調定分として調定し収納すること。この場合，手数料の金額をただし書欄に付記すること。 （２）　手数料相当額は，当該収入金を収納した日ごとに調定票により調定すること。　【施行指針第２３】
解説及び実例	２　生産物・動物で市場出荷したものについては，それぞれの率で手数料が差し引かれる場合が多いが，（市場手数料の項参照）この処理方法が指針第２３の４で示されている。